

介護予防支援業務における委託先居宅介護支援事業所の承認について

地域包括支援センターの設置運営について(厚生労働省通知)において、地域包括支援センターが指定介護予防支援の業務の一部を委託できる指定居宅介護支援事業所の選定について、地域包括支援センター運営協議会(審議会)が所掌する事項とされていることから、承認を求めるもの。

(1)市内の居宅介護支援事業所

- ・居宅介護支援事業所「いちにのさん」(三田市富士が丘5丁目16番1)

(2)市外の居宅介護支援事業所

被保険者が市外居住であり、地域包括支援センターが直接担当できないため、運営協議会の承認を得る前にやむを得ず介護予防支援業務を委託した。

- ・老人保健施設 居宅 桃源の郷(神戸市北区有野中町4丁目18番21号)